



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることば凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

●法令日記

編輯子の机上日記中より法律、勅令、内務省令等を登載す

一月十日

- 一 内務省告示第三號 東京都市計畫道路(細道路網)事業及其ノ執行年度割決定シ、昭和八年十二月十八日内閣ノ認可ヲ得タリ
- 一 内務省告示第四號 大正十一年三月二十八日内閣認可東京都市計畫街路ノ新設擴張事業執行年度變更シ昭和八年十二月二十一日内閣ノ認可ヲ得タリ

一月十五日

- 一 内務省告示第六號 昭和八年内務省令第十四號大阪都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件第三條第二項ノ規定ニ依リ左ノ道路ニ對シテハ其ノ道路幅員ノ八倍ノ地域ヲ以テ負擔區劃ト定メ同第四條一項但書ノ規定ニ依リ受益者負擔額ヲ事業費ノ十分ノ五ト定ム
- 一 内務省令第一號 川崎都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件決定

- 一 内務省告示第十一號 昭和三年五月一日内務省告示第八號橫濱都市計畫道路の新設、改修中變更

- 一 内務省告示第十二條 川崎市都市計畫街路ノ決定

- 一 内務省告示第十三號 川崎市都市計畫街路事業及之カ執行年度ノ決定

一月十六日

- 一 内務省告示第十六號 神戸都市計畫事業街路並ニ執行年度割ノ變更

一月十九日

- 一 内務省告示第二十二號 昭和六年一月十九日内閣認可大分都市計畫街路ノ部中追加變更

一月二十三日

一 内務省告示第二十三號 岐阜都市計畫街路中變更

一 内務省告示第二十四號 岐阜都市計畫街路事業及執行年割ノ決定

一 内務省告示第二十六號 大垣都市計畫街路事業及其ノ執行年度割ノ決定

一 内務省告示第二十七號 大垣都市計畫街路ノ部中變更

一月二十四日

一 内務省告示第二十八號 東京都市計畫區域内ニ昭和九年二月十三日ヨリ市街地建築物法ヲ適用ス

一月二十五日

一 内務省告示第三十號 東京都市計畫道路ノ新設、改修事業及執行年度割ノ決定

一 内務省告示第三十一號 昭和九年一月二十五日内務省告示第三十號東京都市計畫道路ノ新設、改修事業ヲ執行ス

ヘキ行政廳ハ東京府知事トス
右都市計畫法施行令第三條ノ規定ニ依リ指定ス

發土第五號

昭和九年二月一日

通牒

内務省 土木局長

社會局 社會部長

道廳長官、各府縣知事宛

國庫補助土木事業ノ補助基本額ニ關スル件通牒

國庫ヨリ補助スル土木事業ニシテ失業救濟ノ爲ニ更ニ國庫ヨリ補助アリタル場合ニ於テハ土木事業ノ補助基本額ヨリ失業應急事業トシテ受クル補助ヲ控除スルコトニ省議決定相成候條御承知相成度

行政判例

(受益者負擔金に關する訴昭和八年第一七一號)
昭和八年九月一八日 裁決

○市長が管理者として爲したる道路工事受益者負擔金賦課處分に對する行政訴訟

【事實】

廣島縣尾道市長に於て、其の執行に係る市道工事に付賦課したる受益者負擔金を過當なりとし、尾道市久保町大西某外十三名より尾道市を被告とし出訴したるもの。

【判旨】

○道路法第十七條及第三十九條に依れば本件賦課處分を爲したる者は市長なりと認むべく、從つて該處分に對して行政訴訟を提起するには、行政裁判法第十七條第一項に依り、地方上級行政廳たる府縣知事に訴願し、其の裁決を経、又右道路管理者たる市長又は裁決行政廳を被告と爲すべきものなるに拘らず、本訴は前示裁決を経ることなきのみならず市を被告として提出したるものなるを以て不適法たるを免れず。

(土地收用裁決違法處分取消請求の訴)
昭和五年第一九八號 昭和八、七、一宣告

○同一の土地に付土地細目公告が前後二回ありたる場合に於て前の公告後、後の公告前に收用地上に在る家屋の賃借權を取得したる者の地位

【事實】

阪和鐵道株式會社の申請に依り、大阪府知事に於て昭和二年十二月二十六日土地收用法第十九條に依る收用土地細目公告を爲したるも、同三年十二月二十五日迄に收用裁決の申請を爲すに至らず更に同知事に細目公告の申

請を爲したる結果、同日再び細目公告を爲し、同四年九月九日に至り申請に基き收用審査會に於て裁決を爲したる處、審査會は知事に於て第一回細目公告の有効期間内に引續き細目公告を爲したるものなるを以て、該公告は第一回公告より引續き效力を有し、從て此の場合土地收用法第五十六條に所謂「第十九條ノ地方長官ノ公告後」とは昭和二年十二月二十六日以後なりとの見解の下に、第一回公告後第二回公告前に收用地上家屋の賃借權を取得したる者を關係人と認めず其の補償金請求を排斥したるに對し、該賃借權者より之を不法とし出訴せるもの。

【判旨】

○本件起業會社は第一回公告後一ケ年内に審査會の裁決を求めざりしものなるを以て、右公告は效力を失ひ、更に第二公告に基き本件收用裁決ありたるものにして、原告は該公告前收用地上に在る家屋の賃借權を取得したるものなるに依り、本件收用に付土地收用法第五條第二項に所謂關係人に該當するものにして同條第三項に所謂「第十九條ノ地方長官ノ公告後其ノ土地ニ關テシ權利ヲ取得シタル者」に該當せずと解するを相當とす、從て審査會が原告を本件土地收用に關する關係人に非ずと認め其の損失補償の請求を排斥したるは失當なり。